

薬局營業稅廢止に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十九日

小川友三

參議院議長松平恒雄殿

昭和廿一年參月廿貳日

薬局營業稅廃止に關する質問主意書

一、医師に營業稅が無い今日、社会保険事業の薬局にのみ營業稅があるは廃止すべきであるが処見を聞う。

薬剤師が、薬品の用法、用量等種々患者に説明して給與するは、医師の診療行為と同じく専門知識の分與であるから技術料である、物品販賣業と見るのは当らない。

吉田内閣の聰明により右廃止を要求する御処見を聞う。

右質問に対し御答弁を要求する。